

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成30年 第 5 号
受付日	平成30年 7月26日
送付日	平成30年 7月26日
答弁受理日	平成30年 8月 8日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	加藤 清助
所管部局	政策推進部、教育委員会

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

文書質問

2018年7月26日
市議会議員 加藤 清助

中心市街地拠点施設整備基本計画策定後の今まで、これからを問う

私は、平成30年2月定例月議会の代表質問において「新図書館・中心市街地拠点施設整備基本計画策定」にかかわって質問いたしました。

当該整備事業は、平成28年度補正予算400万円、平成29年度予算959万円で進められた。同事業の決算見込みは2か年で約1357万円の見込みとなっている。

基本計画の公表について、2月代表質問でお尋ねしたところ、市長答弁は「基本計画の公表スケジュールについては本年2月5日自治会連合会からの要請を受け、全地区連合自治会長が出席される理事会において基本計画の内容を説明した。今後も、各種団体より要望があれば説明に伺いたい」

「全市民への周知を行うため市ホームページにおいても速やかに基本計画を公表するとともに今後も様々な場面、機会をとらえて周知に努めてまいります」でありました。

しかしながら、現時点で市ホームページでは、「市政全般」➡「市の政策」からアクセスすると、中心市街地拠点施設整備基本計画策定委員会の会議録及び基本計画・資料を見ることができるようになっていますが、これが、市長答弁に言う「全市民への周知を行うため、市ホームページにおいての公表と市民への周知」なのでしょうか？①

また、本年1月16日開催の第6回策定委員会において、委員から「基本計画策定後の日程について決まっていることを教えて」に対し、当局は「1月24日の議員説明会で基本計画の内容を説明する。市議会その他関係者と十分な協議をしたうえで実施していく状況であるため、その後にいつごろどうなるというの

はここでは差し控えたい」と答えている。

また、委員から「市民への計画の周知などはどこかでされるのか」に対し、当局は「市民への周知は市議会への説明後に必ず行っていくことになると思う」。

に対し、

委員「いつも広報がわかりにくい、市民が計画を知らないのが残念。公表に関し

では広報を使ったとしてもわかりやすく」との意見があったところである。

しかるに、前述したように半年たっても、とても全市民への周知・公表・広報が行われたとは言い難い。

少なくとも市民への積極的な公表、広報はされていないと言ってよいのではないか。ましてや市長の言う「全市民の皆様に周知を行う」には程遠い。

なぜ、基本計画策定後、市の責務である「周知・公表・広報」がなされないのか。

②

何のために平成28年8月から平成30年1月までの策定委員会の議論であったのか。

図書館の所管は教育委員会であるが、本年4月18日開催された第6回教育委員会において、「平成30年度教育委員会主要課題について」の報告が各所属長から行われている。

そ同日の教育委員会定例会の議事録を読むと、図書館長から「課題でございますが、中心市街地渠底施設整備につきましては、今後基本計画を周知いたしまして、市議会や市民からの意見を聞くなど、施設整備についての議論や検討を重ねたうえで、市としての方向性を決定することとしている」

「今後の対応については、市長部局とともに政策決定に必要な取り組みを進めるとともに先進事例収集など、具体化に備えた調査研究を継続して行っていく」と報告されている。

この報告に対し、教育委員からは「図書館について、この書きぶりから言うと、今年は様子見というような感じですね。どうも。それはいかがなことかということ」と発言されている、この発言に対する教育委員会事務局からの見解は示されていない、と言うことは教育委員の「今年は様子見ですね」を否定も肯定もしなかったということか、確認したい。③

あらためてお尋ねするが、「中心市街地拠点施設整備基本計画」策定について策定後、今日まで全市民へ周知・広報する段階にない（なかった）、という見解にあるのか？④

当該整備事業基本計画策定後の平成30年度当初予算に当該計画につながる予算計上もされませんでした。

こういう状況を鑑みると、過去にさかのぼれば、平成17年の「市立図書館像に

ついでに提言」、平成22年の「新しい図書館のあり方検討会報告」が中途半端で日の目をみなかったように本計画も座礁するのではないかと危惧する。

「基本計画」が四日市の新しい図書館実現にむかって着実に進むことを願ってやまない思いである。

前述のような状況にあることの一つに「立地予定地」に対する市当局のスタンスが定まっていないのかと、うがった見方かもしれないが思わざるを得ない。

そうであるならば、なおさらのこと「立地予定地」の策定についての議論を議会と市民意見のキャッチボールを行うことが急務になっているのではないだろうか？当局の見解・認識を問う。⑤

市長答弁は「基本計画の周知とご意見をいただく期間をじゅうぶんにとる必要がある。その後、立地場所が確定し、整備を進めるとなった場合には、基本計画では一定の検討にとどまっている事業手法等についてより詳細な検討を行う期間が必要であるとの認識」とのことである。

時おりしも、次期総合計画の前倒し策定に着手しようとしている中で、本事案の整備事業がどのようなスケジュール感でとらえられているのかさえも定かでないことに、新しい図書館整備を望む一人として、先が見えない状態の今を問うものです。

基本計画策定後、半年経過の今、今後の道筋はいつ示されるのか。⑥

基本計画策定後の次の段階に進むための予算は年内に補正予算計上を予定しているのか、それとも1年間ほどの「猶予期間」を置いて、来年度予算計上を予定されているのか見解を求めます。⑦

次に、中央教育審議会の生涯学習分科会は、本年7月9日、図書館や公民館、博物館など公立の社会教育施設を通じた地域活性化策として、特例で教育委員会から首長部局に移すこともできるとする方針をまとめました。

今年中に、文科大臣に答申予定であるとのこと。

この答申を受けて、文科省は法整備を行なわれ、地方自治体の条例改正で前述の図書館や博物館などの所管を教育委員会から首長部局に移す自治体も出てくるのではないかと危惧するものです。

お尋ねしますが、中教審・生涯学習分科会がとりまとめた新たな方針、つまり条例改正で図書館、博物館を教育委員会から首長部局に移すことができる、について本市のスタンスと見解を求めます。⑧

本市における中心市街地拠点施設整備事業は、図書館整備を核としながらも中心市街地活性化方策検討会から始まってきた経緯がある。「図書館」の前に「中心市街地活性化」の冠がつけられてきたことに違和感をぬぐえずにいる。本整備事業につけられた「中心市街地」の冠を外したほうがよいのではないかと思いますが見解をお尋ねいたします。⑨

同時に、当該事業の核である「新しい図書館」整備について所管である教育委員会のスタンスを明確にして役割発揮されることを望むものです。

さて、

「図書館とは何か」・・・これまでも図書館関係者・識者や元・総務大臣 片山善博氏らも言っている言葉に「図書館は民主主義の砦」がある。

片山氏は、図書館が「民主主義の砦」とはどういうことか、の問いに次のように述べています。

「国民の図書館のイメージは無料貸本屋。だが、それは違う。鳥取県で図書館改革を行ったとき、私は万人の知的自立をサポートする場所と位置付けた。人生の重大な悩みなどを解決する糸口を与えてくれるのも図書館だからです。市民が自らの権利を守り、他者の権利を尊重し、地域社会や国を支える主体的存在になるのをサポートする拠点の一つが図書館と考えています」

そこで、お尋ねしますが、図書館関係者や有識者の中で言われている「図書館は民主主義の砦」について本市、教育委員会の見解を問いたいと思います。⑩

以上